

1年生保護者のみなさまへ

堺市立深井中学校
校長 濱谷 寛

令和7年度 就学援助制度について

堺市では、お子さまを市立の小・中学校に就学させるのに経済的な理由でお困りの方に就学に必要な費用の一部を援助する制度があります。詳しくは本日お配りしました「令和7年度 就学援助制度のお知らせ」をご覧ください。

制度の利用には、申請が必要です。昨年度認定された方で、引き続き援助を希望される方も、毎年度申請が必要です。また、3月に「新1年生入学準備金」を受給された方も、「学用品費」などを受給するには申請が必要です。

生活保護の教育扶助を受給している場合でも、修学旅行費と医療費は支給対象となります。特に、修学旅行に参加する中学校3年生または小学校6年生のお子さまがおられるご家庭の場合は、申請がないと支給されませんのでご注意ください。

申請方法には、「電子申請」・「郵送申請」・「学校申請」・「区役所申請」の4通りがございます。

申請書は、4月15日以降のお渡しとなります。必要な方は、学級担任までお申し出ください。（4月15日以降、堺市のホームページでもダウンロードができます。）

申請受付期間等

- | | |
|------------|--|
| * 電子申請の場合 | 令和7年4月15日(火)～令和7年4月30日(水)
堺市電子申請システムから申請できます。
〔※システムメンテナンス作業等により停止することがありますが、申請期間は変更されませんのでご注意ください。〕 |
| * 郵送申請の場合 | 令和7年4月15日(火)～令和7年4月30日(水)
※当日消印有効 |
| * 学校申請の場合 | 令和7年4月15日(火)～令和7年4月30日(水)
各担任までご提出ください。 |
| * 区役所申請の場合 | 令和7年4月15日(火)～令和7年4月30日(水)
(午前9時～午後5時15分 ※土・日・祝を除く) |

※上記期間後～翌年2月28日まで申請はできますが、申請月からの分が支給対象となります。

- ◎ 学校徴収金に未納がある場合は、学校長委任となります。その際は支給分を学校徴収金等未納分に充当させていただきます。また、返金が生じた場合は、御来校いただくか振込手数料を差し引いて返金させていただきますのでご了承ください。
- ◎ ご質問等については、堺市教育委員会・学務課または深井中学校 事務室 城までお願いします。

堺市教育委員会・学務課 (☎ 228-7485)
堺市立深井中学校 (☎ 270-0067)